

防災国土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第159号 工事請負契約について	1
(2) 議案第160号 工事協定締結について	3
(3) 議案第163号 工事請負契約の変更について	5

2 所管事項

(1) 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定について	7
(2) 新名神高速道路及び東海環状自動車道の進捗状況について	13
(3) 三重県住生活基本計画の変更について	17
(4) 審議会等の審議状況	23

平成28年12月13日

県 土 整 備 部

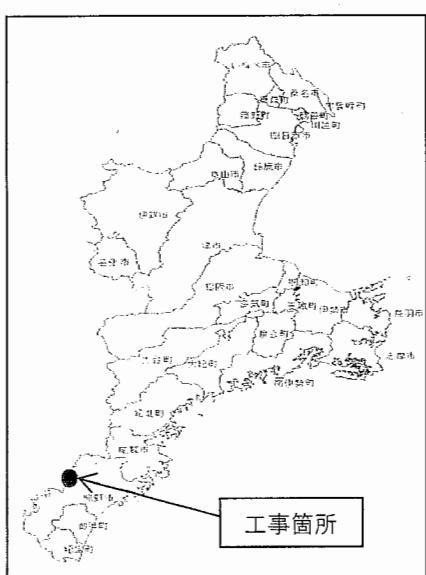
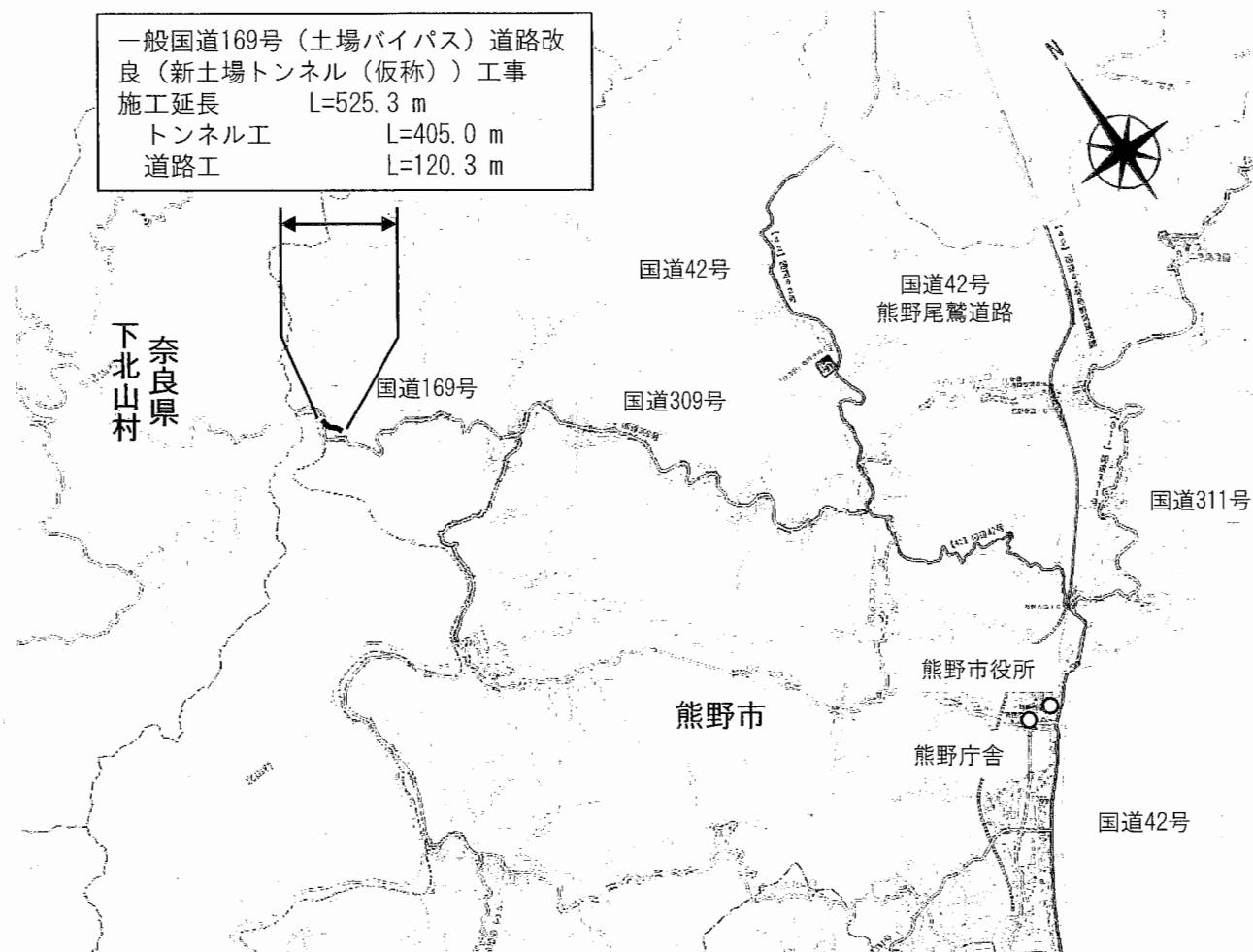
議案番号 第159号

工事請負契約について

工事名	一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事								
施工場所	熊野市神川町土場地内								
契約金額	1,264,658,400円（消費税等含む）								
請負者 住所氏名	<p>津市大倉19番1号 日本土建・井本・宇城特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 賴一</p>								
契約工期	議決日から575日間								
工事内容	<p>施工延長 L=525.3m 幅員 W=5.5 (7.0)m トンネル工 L=405.0m 掘削工 (NATM発破工法) V=23,100 m³ 覆工コンクリート工 V=3,130 m³ 道路工 L=120.3m</p>								
<p><u>共同企業体構成員</u></p> <table> <tr> <td>熊野市井戸町字中芝 446 番地 23</td> </tr> <tr> <td>株式会社井本組</td> </tr> <tr> <td>代表取締役 井本 伊織</td> </tr> <tr> <td>熊野市五郷町寺谷 746 番地の 4</td> </tr> <tr> <td>株式会社宇城組</td> </tr> <tr> <td>代表取締役 宇城 哲也</td> </tr> </table>				熊野市井戸町字中芝 446 番地 23	株式会社井本組	代表取締役 井本 伊織	熊野市五郷町寺谷 746 番地の 4	株式会社宇城組	代表取締役 宇城 哲也
熊野市井戸町字中芝 446 番地 23									
株式会社井本組									
代表取締役 井本 伊織									
熊野市五郷町寺谷 746 番地の 4									
株式会社宇城組									
代表取締役 宇城 哲也									
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）								
年月日	平成28年9月13日								
入札状況	業者数	2	評価基準格						
			最低 1,264,658,400円（消費税等含む） 1,170,980,000円（消費税等抜き）						
			最高 1,265,760,000円（消費税等含む） 1,172,000,000円（消費税等抜き）						
	回数	1	予定価格						
			1,405,186,920円（消費税等含む） 1,301,099,000円（消費税等抜き）						

【議案第159号】

位置図



議案番号 第160号 工事協定締結について

工事名	一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間25km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事
施工場所	伊勢市二見町松下地内
契約金額	861,900,000円（消費税等含む）
協定者	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 東海旅客鉄道株式会社
住所氏名	建設工事部長 松野 篤二
契約工期	議決日から平成33年3月31日まで

工事内容

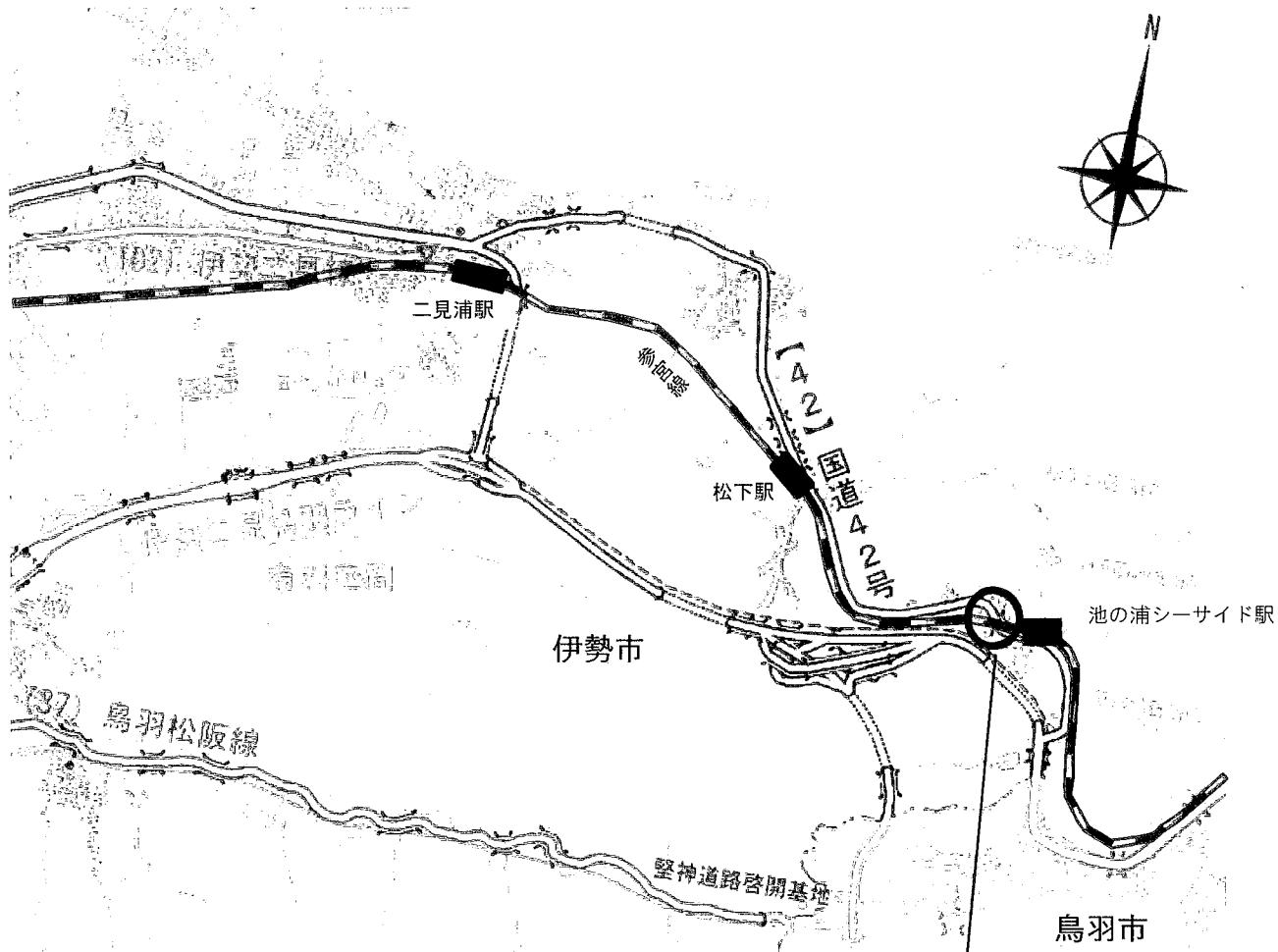
こ線橋 N=1 橋
橋梁上部工
(単純PCポストテンション中空床板橋)
橋長 L=27.6m
幅員 W=6.0(12.4)m
橋梁下部工 N=2 基

協定理由

本こ線橋の改築は、道路法第31条（道路と鉄道との交差）に基づく鉄道事業者との協議の結果、軌道に近接した施工であり、鉄道運転保安上の一層の安全を確保する必要があることや、事故発生の際に、鉄道事業者が自ら迅速な対策、復旧等を実施し二次災害の発生等を極力避ける必要があることなどから、「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」第11条に基づき、「鉄道側の運転保安上もしくは施設の維持管理上必要なもの」として取り扱うこととし、鉄道事業者である東海旅客鉄道株式会社と協定を締結して工事を委託するものである。

【議案第160号】

位 置 図



一般国道42号道路改築事業に伴う参
宮線松下・池の浦シーサイド間
25km304m付近で交差する池の浦二線
橋改築工事

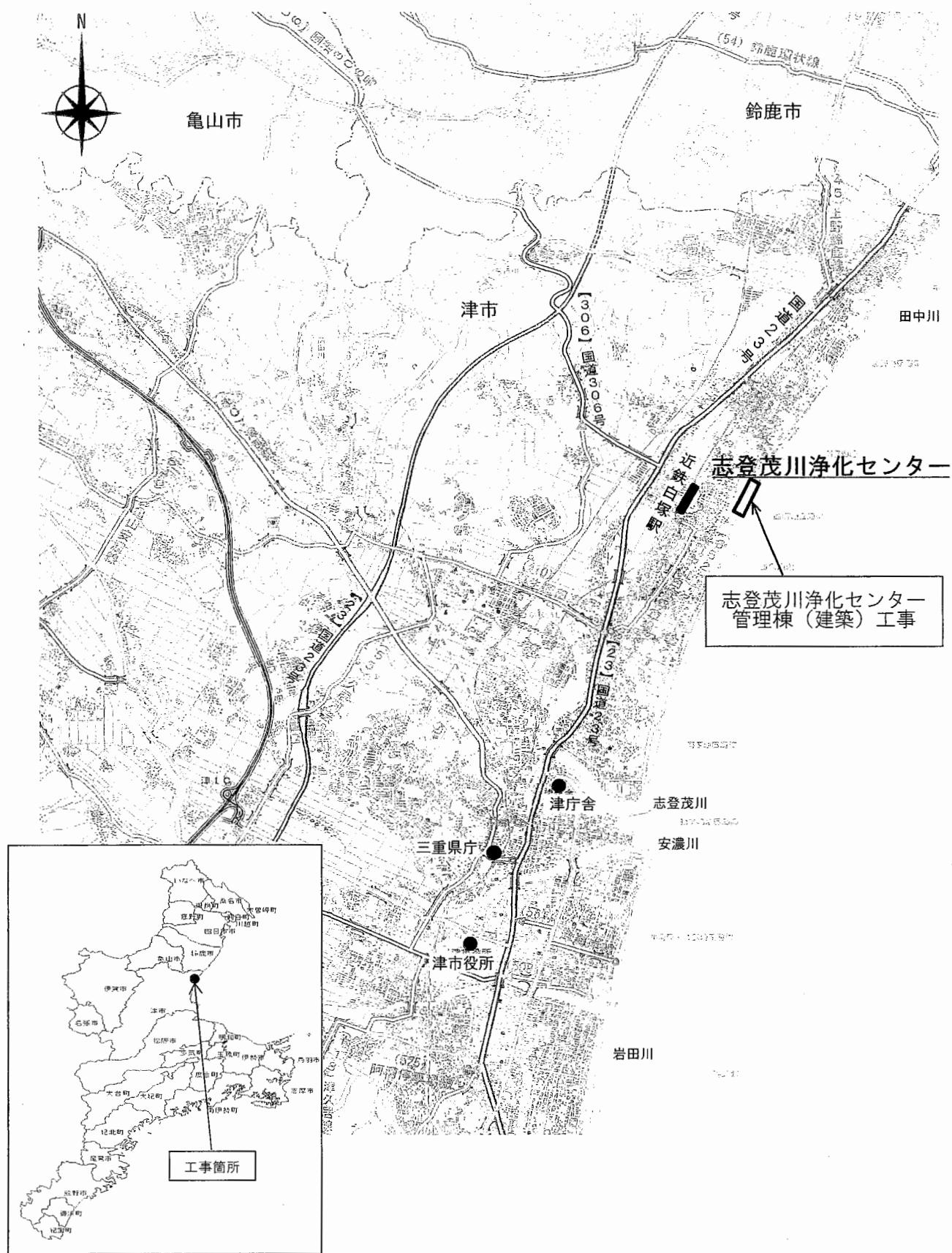


議案番号 第163号 工事請負契約の変更について

工事名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター管理棟（建築）工事
施工場所	津市河芸町影重3095-2他
契約金額	変更前 631,800,000円（消費税等含む） 変更後 637,621,200円（消費税等含む）
請負者 住所氏名	津市大倉19番1号 日本土建・三重農林建設特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 賴一
契約工期	平成27年10月20日～平成28年12月27日
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u> 契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。
建築工事 1式 管理棟 RC造 3階建 建築面積 991.33m ² 延べ面積 2,516.80m ² （新築） 渡り廊下A S造 2階建 建築面積 36.52m ² （新築） 渡り廊下B S造 2階建 建築面積 27.80m ² （新築）	
契約方法	随意契約

【議案第163号】

位 置 図



新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定について

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定にあたり、前回の常任委員会では、「将来ビジョン」、「建設業のめざすべき姿」、「めざすべき姿に向けた建設企業像」について、報告しました。今回は「めざすべき企業像と取組目標」、「めざすべき企業像を実現する取組」についての検討結果を報告します。

1 めざすべき企業像と取組目標

(1) 確かな技術力を持つ企業（技術力）

【取組目標】工事における若手技術者の登用率 17.5% (H27) → 21% (H31)

若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承するため、若手技術者を工事現場へ配置できるよう取り組みます。

(2) 地域に必要とされる企業（地域貢献）

【取組目標】維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工割合

43.6% (H27) → 53% (H31)

発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない企業となるため、地域の建設企業が連携して維持修繕を行えるよう取り組みます。

(3) 未来に存続する企業（経営力）

【取組目標】売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

2.63% (H27) → 2.72% (H31)

継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できる企業となれるよう取り組みます。

2 めざすべき企業像を実現する取組

(1) 確かな技術力を持つ企業（技術力）

取組1：他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組
- 生産性向上に向けた取組
- 積算能力の向上の取組（予定価格事後公表の拡大等）

取組2：技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ

取組3：若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注
- 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要とされる企業（地域貢献）

取組4：企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務の改善

取組5：大規模災害発生後の復旧体制の確立

- 災害対応訓練の実施
- 地域を支える企業の育成

(発注方法の見直し、発注ロットの見直し等)

(3) 未来に存続する企業（経営力）

取組6：計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- 受注機会均等化の取組（一括審査方式、一抜け方式の適用等）
- 入札参加業者数の改善
(総合評価方式適用下限価格の引き下げ、指名競争入札の活用等)
- 月別受注量の平準化の取組（債務負担行為の活用等）

取組7：適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- 工事単位の利益率の向上の取組
(適正な予定価格の設定、標準工期の見直し等)
- 受注者の事務負担等の軽減の取組
(提出書類の簡素化等)
- 下請け企業（技能労働者）の利潤確保
(社会保険等の加入促進、重層下請の改善等)

取組8：入職促進の取組

- 建設業の理解のためのPR（現場見学会等）

取組9：完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制工事」の試行・拡大

3 今後の予定

今後の常任委員会で成案を示します。

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）最終案概要

1 策定趣旨

普段何気なく通行している道路や、濁流が住宅地に溢れるのを防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設の適切な維持管理や整備が行われることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さん的安全・安心な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設企業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設企業が担うことになります。

また、地域の建設企業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓閉や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、就業者の高齢化、若年入職者の減少が進行し、その経営環境は安定的な状況ではなく、建設企業を経営していくことは困難な状況となっています。

そのため、建設業界の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」を策定します。

2 計画期間

「みえ県民力ビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

3 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

4 建設業のめざすべき姿

（1）社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備した社会資本の老朽化に対し適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。のために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

（2）地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生における復旧・復興という重要な役割を果たします。のために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない企業として存在することをめざします。

（3）地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。のために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたくて存続できることをめざします。

5 建設業をとりまく現状

(1) 確かな技術力を持つ企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注する三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、金額にして約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度において全体の約22%を占めていましたが、平成27年度においては約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

(2) 地域に必要とされる企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県の維持管理費は平成18年度には約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度の道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、社会資本の継続的な維持修繕が必要な状況です。

(3) 未来に存続する企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークの平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率は平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率は平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上となっており、三重県は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約2%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は平成17年に約28,000人でしたが平成22年には約22,000人と著しく減少している状況です。
9. 県立高校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上の死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、27.4%の大学生が「行きたくない会社」として、「休日が少ない会社」を挙げています。
12. 最近の全国調査によると、公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

(1) 確かな技術力を持つ企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

(1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。

(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

(2) 地域に必要とされる企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

(2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。

(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

(3) 未来に存続する企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 繼続的な若手人材等の確保
9. 労働環境の改善

(3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。

(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。

(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

7 取組目標と具体的な取組

確かな技術力を持つ企業

取組目標 工事における若手技術者の登用率

(1) 技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者の登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組
- 国等へ県内企業受注機会拡大に関する要望
- 生産性向上に向けた取組
- 積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ
- 若年者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援
- 優良工事の表彰
- 建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注
- 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2)

地域に必要とされる企業

取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るために、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組4 企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大
- 地域維持型工事発注の実施
- 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
- 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
- 地域を支える企業の育成

取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率2.63%（H27）を2.72%にします。

(3)

未来に存続する企業

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
- 地域機関ごとの事業規模の明確化
- 公共工事の発注見通しの改善
- 受注機会均等化の取組
- ②企業の協業化を進めるための取組
- 入り参加業者数の改善
- 管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
- ゼロ県債・債務負担行為の活用
- 余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
- 適正な予定価格の設定
- 総合評価方式における価格評価方法の見直し
- 低入札価格調査制度の改正
- 現場状況の変化に対応した適切な設計変更
- 標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
- ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大
- 総合評価工事における提出書類の簡素化
- 電子化の推進
- 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請け企業（技能労働者）の利潤確保
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用
- 技能労働者の賃金等の調査の実施
- 重層下請の改善
- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援
- 建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大
- 安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

新名神高速道路及び東海環状自動車道の進捗状況について

1 事業概要

(1) 新名神高速道路

- 事業主体：中日本高速道路（株）
- 全体延長：27.8km（四日市JCT～亀山西JCT（仮称））
- 全体事業費：約3,293億円（四日市JCT～亀山西JCT（仮称）：暫定4車線）
- 進捗状況：用地取得率99% 事業進捗率40%（平成28年3月末時点）
- 本年8月11日に四日市JCT～新四日市JCT間L=4.4kmが開通
- 平成30年度に新四日市JCT～亀山西JCT（仮称）間L=23.4kmが開通予定

(2) 東海環状自動車道

- 事業主体：国土交通省北勢国道事務所・中日本高速道路（株）
- 全体延長：32.4km（養老IC（仮称）～新四日市JCT）（三重県内：23.1km）
- 全体事業費：2,800億円（養老IC（仮称）～新四日市JCT：完成4車線）
- 進捗状況：（北勢IC（仮称）～新四日市JCT）用地取得率：99% 事業進捗率：53%
（養老IC（仮称）～北勢IC（仮称））用地取得率：68% 事業進捗率：6%
(平成28年3月末時点)
- 本年8月11日に三重県内初となる新四日市JCT～東員IC間L=1.4kmが開通
(開通後1ヶ月交通量：約3,000台～5,200台/日)
- 平成30年度に東員IC～大安IC（仮称）間L=6.1kmが開通予定



2 期待される事業効果

(1) 産業

- ・8月11日の東員 IC開通により、いなべ市から四日市港までの所要時間が51分から32分となり、約19分短縮しました。
- ・開通や開通見通しの公表により、自動車関連工場や航空機向け大型工作機械生産工場等の企業進出が進んでおり、平成28年上期（1月～6月期）は北勢地域の企業立地面積が32haとなりました。
- ・東海環状自動車道の全線開通により、岐阜方面や三河方面に部品を運搬しているいなべ市内の自動車関連工場からの所要時間が18～26分短縮し、生産性向上が図られます。
- ・新名神高速道路の全線開通により、関西方面から四日市港への所要時間が約22分短縮し、生産性向上が図られます。

(2) 観光

- ・東海環状自動車道によって、三重県と岐阜県が初めて高速道路でつながり、岐阜県や北陸方面との広域観光の促進が期待できます。
- ・新名神高速道路に並行する東名阪自動車道の渋滞が大幅に緩和される見込みです。【図1】
- ・これにより、移動時間の短縮が図られ、観光施設での滞在時間が2時間程度伸びたり、訪れる観光施設が増えることで、観光収入の増加が期待できます。

(3) 防災

- ・東海環状自動車道は、南海トラフ地震が発生した場合に想定される震度6強クラスの地震に見舞われる確率の高い地域を迂回しており、緊急輸送路として中部圏の広域的な支援に活用できます。

(4) 医療

- ・東海環状自動車道の整備により、いなべ市において、三重県立総合医療センターと大垣市民病院の30分圏域が拡大し、救命率の向上が期待できます。【図2】
- ・また、高度救命救急センターである岐阜大学医学部附属病院への所要時間が短縮され、救急医療機関の選択の幅が広がります。

【図1】東名阪道の全渋滞回数



出典：中日本高速道路株式会社資料

【図2】救命救急センター30分アクセス圏域



出典：北勢国道事務所資料

3 要望活動等

新名神高速道路及び東海環状自動車道の必要性や事業促進を訴える活動を実施しています。

- (1) 県や市町のみではなく、沿線企業、経済団体、地元商工団体や民間団体などのトップが、国土交通大臣や財務大臣をはじめ、国土交通省幹部、県選出国會議員に対して、生産性向上に資する整備促進、設備投資計画に資する開通見通しの早期公表を直接訴えました。(今年度は17回の要望活動を実施)
- (2) 事業の必要性の確認や沿線地域の機運を高めるため、シンポジウムや建設促進大会、パネル展等のイベントを官民で協力して今年度は15回開催し、地域住民など累計約1万人が参加しました。
- (3) 岐阜県及び沿線自治体、商工団体等と合同で、東海地域では初となる、「東海環状西回り利活用促進会議」を設立し、沿線利用者の声を共有する仕組みをつくりました。

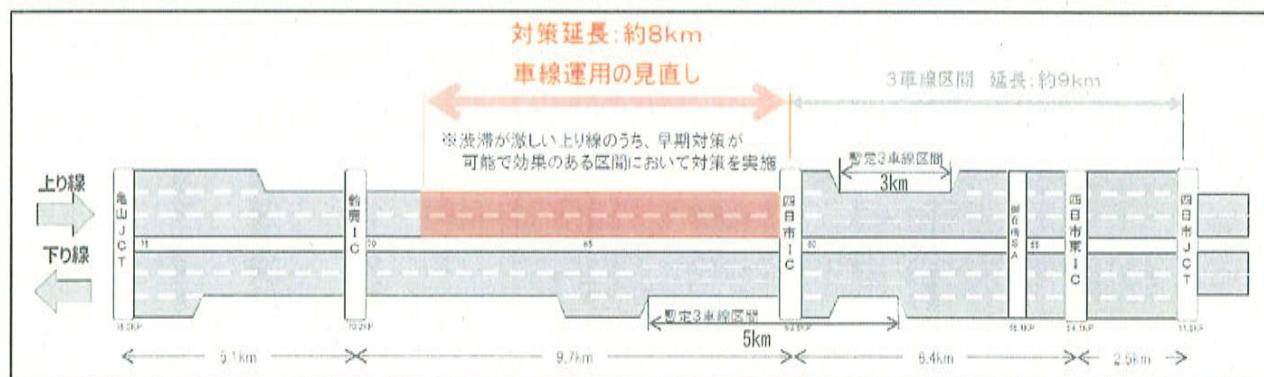
4 鈴鹿PAスマートIC(仮称)及び亀山西JCT(仮称)の取組

鈴鹿PAスマートIC(仮称)と亀山西JCT(仮称)が平成30年度に本線と同時供用されるよう、鈴鹿市、亀山市と連携して関係機関に引き続き働きかけていきます。

5 東名阪自動車道渋滞対策

- ・平成20年2月の新名神高速道路(亀山JCT～草津JCT)開通以降の東名阪自動車道の慢性的な渋滞対策として、平成24年12月から四日市JCT～鈴鹿IC間の一部区間(上り線約3km、下り線約5km)で暫定3車線化による運用が開始され、渋滞が約2割減少しました。
- ・平成30年度の県内全線開通までのさらなる対策について、国土交通省及び中日本高速道路(株)に働きかけてきたところ、平成28年11月18日に国土交通省主催の中京圏渋滞ボトルネック対策協議会において、四日市IC～鈴鹿IC(上り線)間のうち約8kmを平成29年度早期に応急的に3車線化することが決定しました。【図3】

【図3】東名阪自動車道対策実施位置図



出典：中京圏ボトルネック対策協議会（東名阪道渋滞対策検討ワーキンググループ）会議資料

6 工事進捗の様子（平成 28 年 10 月撮影）

（1）新名神高速道路

【菰野 IC（仮称）付近】



【鈴鹿 PA（仮称）付近】



（2）東海環状自動車道

【東員 IC 付近】



三重県住生活基本計画の変更について

本県にふさわしい豊かな住生活の実現のため、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月)に則して、また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画(平成28年4月)等をふまえ、三重県住生活基本計画の見直しを行います。

見直しにあたっては、有識者で構成する懇話会や市町との意見交換を実施しています。

1 これまでの取組成果

現計画では、三重県の住生活の将来像を「住みたくなる、住み続けたくなる、快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」とし、4つの基本方針と10の実現の方向を定めて取り組んできました。

(1) 【基本方針1】 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

住宅の耐震診断・補強工事に対する支援、サービス付き高齢者向け住宅の供給支援等を行いました。高齢者向け住宅数については順調に増加したものの、耐震基準を満たした住宅戸数は思うように伸びませんでした。

(2) 【基本方針2】 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

リフォーム推進のための「みえの住まいの人財バンク」制度を活用した普及啓発や、長期優良住宅の認定等に取り組みましたが、「みえの住まいの人財バンク」の活用と長期優良住宅の認定数は低調でした。

また、県内の空き家の増加に伴い、防災上や治安上に問題等がある管理不全の空き家も増加しており、今後その対応に取り組む必要があります。

(3) 【基本方針3】 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

県ホームページを活用し、耐震化等の事例や補助、既存住宅市場の活性化・住み替えに関する制度の紹介等を行いましたが、既存住宅のリフォームや流通は十分進んでいるとは言えない状況です。

(4) 【基本方針4】 住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定確保

住宅確保要配慮者の入居受入れを表明した民間賃貸住宅及び協力店を登録・公表、あっせんする「三重県あんしん賃貸住宅制度」や、県営住宅の適正な入居管理・長寿命化に向けた整備等に取り組みました。県営住宅の長寿命化に向けた整備は計画的に進めることができましたが、三重県あんしん賃貸住宅の登録は進んでいません。

2 懇話会の主な意見（課題）

- (1) 基本的に現計画を引き続き推進することが必要である。
- (2) 耐震化工事の必要性について、県民にきちんと説明する必要がある。
- (3) 空き家対策については、県が率先して先進事例や制度の周知を行うなどにより市町の空き家対策をしっかりと支援する必要がある。
- (4) 県民に十分浸透していない取組があるので、普及啓発など、さらに強力に推進する必要がある。(耐震化取組や「みえの住まいの人財バンク」、「三重県あんしん賃貸住宅制度」など)

3 新計画の取組方向

施策を推進するため、県の役割、国、市町等に期待する役割を明らかにしたうえで、これまでの取組に加え、特に次の点を重視し、府内関係部局、国、市町、業界団体等と連携し取り組みます。

(1) 未耐震住宅の解消促進

本県の住宅については、平成27年度末時点で82.5%が耐震基準を満たしていますが、残る約12万戸が耐震基準を満たしていません。

耐震補強工事を行った住宅は、大規模な地震が発生した際、半壊以上の被害となる割合が減少し、その分、被災者が応急仮設住宅や復興住宅に入居する可能性が低くなることから、耐震補強工事補助等にかかる公費負担割合は仮設住宅等の建設に比べて約4分の1になります。

そこで、南海トラフ地震等が発生した場合に備え、耐震補強工事を推進し、未耐震住宅の解消に取り組みます。

(2) 空き家対策の推進

本県では、昭和58年以降は住宅数が世帯数を上回り、住宅供給過剰の状況にあることから、空き家が年々増加しています。

空き家は、適切な管理がなされないと、建物の倒壊、火災などの防災上の問題、景観保全上の問題、治安上の問題、近隣住宅への被害などが発生する恐れがあり、管理が不適切な空き家を減らすことが必要です。

そのため、管理が不適切な空き家については除却の促進を、それ以外の空き家については、管理者に対し適切な管理を促すなどにより、不適切な空き家の増加を防止します。

(3) 普及啓発の推進

新計画で掲げる取組を着実に進めるため、国、市町、住宅関連事業者・団体、府内関係部局等関係者のネットワークを活用した普及啓発に取り組みます。

4 今後の予定

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1月中旬～2月上旬 | パブリックコメント |
| 2月中旬 | 第3回地域住宅協議会（市町との意見交換会） |
| 2月中旬 | 第4回住生活基本計画策定懇話会（最終案の検討） |
| 3月中旬 | 平成29年2月県議会定例月会議常任委員会
(最終案の報告) |
| 3月下旬 | 三重県住生活基本計画確定 |

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

1 計画の趣旨・目的

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本法」（平成18年施行）第17条に基づき、本県における住宅政策の目標・基本的な施策・成果指標等を定めるもので、今後の住宅分野の具体的な施策の指針となる計画です。

この計画では、県民の住生活に関する多様なニーズに応じた施策が、効果的かつ持続的に展開されるよう、また、各主体が、住生活の向上についての意識の醸成を図り、地域で主体的に活動できるよう、本県がめざす住生活の将来像、その実現に向けた方法、国・県・市町・住宅関連事業者・県民等各主体の役割を明確にし、共有します。

2 計画見直しの必要性

これまでには、平成19年3月策定の「三重県住生活基本計画」に基づき、三重県にふさわしい豊かな住生活の実現のための取組を進めてきました。

その後、平成24年3月の見直しを経て、さらに5年が経過しましたが、この間に人口減少・高齢化が急速に進んだことや、空き家の増加に伴う適切な管理が行われていない空き家への対応、南海トラフ地震等大規模災害への対応の必要性など、住生活を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、住生活基本計画（全国計画）の見直し（平成28年3月）に合わせ、また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（平成28年4月）をふまえ、計画の見直しを行います。

3 これまでの取組成果

現計画では、三重県の住生活の将来像「住みなくなる、住み続けたくなる、快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」に基づき、4つの基本方針と10の実現の方向を定めて取り組んできました。

(1) 【基本方針1】「安全で安心できる住生活を支える住まいづくり」を推進するため、住宅の耐震診断・補強工事に対する支援、サービス付き高齢者向け住宅の供給支援等を行いましたが、高齢者向け住宅数については順調に増加したものの、耐震基準を満たした住宅戸数は思うように伸びませんでした。

(2) 【基本方針2】「地域の豊かさを実感できる住まいづくり」を推進するため、リフォーム推進のための「みえの住まいの人財バンク」制度を活用した普及啓発や、市街地再開発等による市街地の整備、長期優良住宅の認定、「三重の木」の認証制度の活用等により、地域や環境に配慮した住まいづくりに取り組みましたが、「みえの住まいの人財バンク」制度の活用と長期優良住宅の認定数は低調でした。

また、県内の空き家の増加に伴い、防災上や治安上に問題等がある管理不全の空き家も増加しており、今後その対応に取り組む必要があります。

(3) 【基本方針3】「多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備」を推進するため、県ホームページを活用し、耐震化等の事例や補助、既存住宅市場の活性化・住み替えに関する制度の紹介、住宅性能表示制度の普及啓発を行いましたが、既存住宅のリフォームや流通は十分進んでいるとは言えない状況です。

(4) 【基本方針4】「住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保」を推進するため、住宅確保要配慮者の入居受入れを表明した民間賃貸住宅及び協力店を登録・公表、あっせんする「三重県あんしん賃貸住宅制度」や、県営住宅の適正な入居管理・長寿命化に向けた整備、また、大規模災害発生時に必要となる応急仮設住宅の供与に関するマニュアルや、公営住宅等を一時的に提供するためのマニュアルの作成等に取り組みました。

その結果、県営住宅の長寿命化に向けた整備については計画的に進めることができましたが、三重県あんしん賃貸住宅の登録については進んでいません。

4 県内の住生活における現状と課題

(1) 大規模災害に対する備え

本県の住宅については、平成27年度末時点で82.5%が耐震基準を満たしていますが、残る約12万戸が耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保や建替えが急務となっています。

そこで、南海トラフ地震等が発生した場合に備え、県民一人ひとりが防災に対する意識を高く持ち、県、市町、地域の団体等との連携に取り組むことが必要です。

(2) 少子高齢社会に対応した住まいの環境整備

本県の人口は既に減少に転じており、生産年齢人口も平成7（1995）年をピークに減少に転じる一方、老年人口が1990年代後半に年少人口を上回るなど、本格的な少子高齢化が到来しています。また、高齢者ののみの世帯が増加しています。

そこで、高齢者、子どもを地域全体で見守るための住まい等の環境整備に取り組む必要があります。

(3) 空き家の増加

本県では、昭和58年以降は住宅数が世帯数を上回り、住宅供給過剰の状況にあることから、空き家が年々増加しています。空き家の増加は、建物の倒壊、火災などの防災上の問題、景観保全上の問題、治安上の問題、近隣住宅への被害などが発生する恐れがあります。

そこで、管理不全の空き家の解消など地域の安全、安心に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 住宅確保要配慮者に対する住まいの確保

高齢者、障がい者、外国人など住宅確保要配慮者が増加しています。

そこで、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の整備を進めていく必要があります。

1－2 計画の推進体制等

1 計画の期間

本計画は、全国計画に合わせ、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間とします。

2 多様な主体の連携と計画の進行管理

この計画で示す施策が効果的に、また継続して実施されるよう、国、県、市町、住宅関連事業者・団体、県民等多様な主体の役割を明確にしたうえで、それぞれのつながりやネットワークを生かして取り組むことが必要です。そこで、県ではこれらの主体との連携が深まるよう取組を進めます。

また、本計画には成果指標を設けるとともに、進捗状況を定期的に分析、評価し、ホームページに公表します。

第2章 住生活の将来像と基本方針及び施策の体系

1 住生活の将来像

「住みたくなる、住み続けたくなる、快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」

2 住生活に関する基本方針

(1) 【基本方針1】 「安全で安心できる住生活を支える住まいづくり」

全ての県民が、安全で安心できる住生活をおくれるよう、災害に強い住まいや高齢者も安心して住み続けられる住まいづくりをめざします。

(2) 【基本方針2】 「地域の豊かさを実感できる住まいづくり」

全ての県民が、ゆとりある住生活をおくれるよう、多様な主体の連携や地域、環境への配慮などにより、誇りと愛着が持てる豊かな住まいづくりをめざします。

(3) 【基本方針3】 「多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備」

県民の多様な居住ニーズに応えるため、既存住宅の活用、住まいに関する情報を活用することなどにより、適切で円滑な住宅市場の形成をめざします。

(4) 【基本方針4】 「住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保」

低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者が、安心して住生活をおくれるよう、民間賃貸住宅の活用と公営住宅の提供による重層的な住宅セーフティネットの構築をめざします。

第3章 豊かな住生活の実現に向けた施策

3-1 施策展開

将来像の実現をめざし、4つの基本方針をふまえた実現の方向を次のように定め、施策を展開します。

【基本方針1】 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

実現の方向1 災害に強い住まいづくり

県民の生命や財産を守るほか、まちの安全性の確保を図るため、住宅の耐震化、防災の取組を進めます。

- 耐震性の確保

- 災害に備えた住まいの整備

実現の方向2 安心して住み続けられる住まいづくり

だれもが安心して快適に暮らせるための住まいのユニバーサルデザインの推進や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者が住みやすい住宅の確保、高齢者が安心して自立居住できる制度の充実に向けた支援を行います。

- 住まいのユニバーサルデザインの推進

- 高齢者ニーズに応じた住まいの確保

実現の方向3 住生活の基盤となる住まいづくり

建築基準法、建築士法等に定められた責務や手続きを遵守し、住宅建築におけるトラブル防止に努めるほか、シックハウス等による健康被害を防ぐための情報提供等に取り組みます。また、住まいの安全確保に向けた防犯対策に取り組みます。

- 適法な住宅の確保

- シックハウス対策等に配慮した室内環境の確保

- 防犯性に配慮した住まいづくりの推進

【基本方針2】 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

実現の方向4 地域とともに発展する住まいづくり

居住環境の向上のため、地域住民、NPO、住宅関連業者・団体等の多様な主体との連携によるまちの清掃等の維持管理活動や、良好な景観づくり、コンパクトなまちづくり等に取り組みます。

また、地域コミュニティの活性化と再生に向け、高齢者のみの世帯と子ども世帯との近居やUターンなどに取り組みます。

- 多様な主体の連携と支えあいによる住まいづくりの推進

- 地域コミュニティの活性化と再生

実現の方向5 地域や環境に配慮した住まいづくり

地域や環境に配慮した住まいづくりのため、住宅の長寿命化に向けた長期優良住宅認定制度の普及や、健康的な住まい方の推進、空き家の適切な管理に向けた取組等を進めます。

また、住宅の建築資材のリサイクルや県産材等の地域資源の活用などに取り組みます。

- 良質な住宅ストックの確保

- 健康的な住まい方の推進

- 空き家の有効活用 等

【基本方針3】 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

実現の方向6 住宅の適切な管理

既存住宅を有効に活用するためのリフォームに関する情報提供や、マンションを適正に管理するための管理組合の適正な運営に向けた情報提供等に取り組みます。

- 適切な管理とリフォームの推進

- マンション管理の適正化

実現の方向7 住宅の円滑な循環活用

インスペクション（建物状況調査）、住宅履歴情報等の活用による既存住宅の資産価値の向上や住生活関連サービスの市場活性化に向けた取組を進めます。

- 既存住宅市場の活性化と住み替え支援

- 適切な住宅市場の形成

実現の方向8 住まいに関する情報の蓄積と相談体制の充実

住まいに関する県民の不安等に適切に応えるため、国、県、市町、住宅関連事業者・団体等の関係者が蓄積した情報を整理、共有し、県民が活用できるよう周知します。

- 住まいに関する総合的な情報提供

- 住まいの相談体制の充実

【基本方針4】 住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

実現の方向9 民間賃貸住宅市場での居住の安定

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、その受入れを表明した民間賃貸住宅及び協力店を登録・公表、あっせんする「三重県あんしん賃貸住宅制度」を活用し、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組みます。

- 居住支援による安心して暮らせる住まいの実現

実現の方向10 公営住宅の供給等による安心して住み続けられる住まいづくり

住宅確保要配慮者のうち低額所得世帯等に対する居住の安定の確保を図るため、公営住宅の供給と住環境整備による居住サービスの向上、効率的な運用に取り組みます。また、大規模災害発災後の被災者等の住まいの確保に取り組みます。

- 住宅の確保に特に配慮を要する人への公的賃貸住宅の供給

- 公営住宅の適正な管理

- 緊急的・一時的な居住の安定の確保

3-2 地域ごとの取組方向

施策展開にあたっては、地域ごとの特徴を生かした取組が求められることから、県の施策のパートナーである市町と十分に協議を図り、各市町と共に取り組みます。

審議会等の審議状況（平成28年9月15日～平成28年11月20日）
 （県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成28年9月27日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委 員 岡 良浩 他5名
4 質問事項	1 公共事業再評価実施事業 ・かんがい排水（宮川4工区）事業 ・北勢沿岸流域下水道（南部処理区）事業 ・中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）事業 ・松阪公園大口線外1線街路整備事業 2 公共事業事後評価実施事業 ・主要地方道鳥羽松阪線（櫛田橋）道路改築事業
5 調査審議結果	再評価実施事業は、継続が了承された。 事後評価実施事業は、評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	平成28年10月24日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 木村 京子 他8名
4 質問事項	三重県景観計画等の変更について (届出対象行為へ太陽光発電施設を追加)
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成28年10月28日
3 委員	副委員長 酒井 俊典 委 員 木下 誠一 他5名
4 諮問事項	<p>1 公共事業再評価実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道477号（菰野バイパス）道路改築事業 <p>2 公共事業事後評価実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽港（佐田浜地区）港湾改修事業 ・農道整備（伊賀地区、青山地区、他）事業 ・中山間地域総合整備（茅広江地区）事業 ・中山間地域総合整備（志摩地区）事業
5 調査審議結果	再評価実施事業は、継続が了承された。 事後評価実施事業は、評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	